令和３年度第１回　筑紫野市子ども・子育て会議　議事録

開催日時：令和３年１１月２７日（水）１８：３０～
会　　場：筑紫野市役所５０４会議室（５階）
出席委員（順不同）：大西委員、秦委員、染原委員、渡邉委員、鳥谷委員
岩切委員、山下委員、宇田川委員、吉岡委員、瀧本委員
欠席委員：佐々木委員
傍 聴 者：３名

■次第
１．開会
２．あいさつ
３．諮問
４．子ども・子育て会議について
５．議題
　１）子どもの権利救済委員への令和２年度申し立て状況について
　２）令和２年度次世代育成支援事業に係る実施状況等について
　３）子ども条例に係る周知について
６．その他
７．閉会

１．開会
２．あいさつ
（健康福祉部長より挨拶）
３．諮問
（健康福祉部長から委員長へ諮問書を提出）
４．子ども・子育て会議について
（事務局から概要を説明）
５．議題
１）子どもの権利救済委員への令和２年度申し立て状況について

○ 委員長
事務局より説明をお願いする。

○事務局
子どもの権利救済員への申立状況について、説明させていただく。事前に配布している資料４をご覧いただきたい。

まず初めに「子どもの権利救済委員」とは、筑紫野市子ども条例第１７条の規定に基づき設置された市の付属機関になる。現在、２名の救済委員に委嘱しており、子どもの権利侵害に関する申し立て事案について調査を行い、必要に応じて勧告を行うこととしている。

続きいて、２）令和２年度における子どもの権利救済申出件数について。令和２年度の申出件数は１件となっている。

ここで、補足として、子どもの権利救済委員への申出件数は１件となっているが、育児や家庭内の相談や虐待相談等については市家庭児童相談室にて、随時対応している。電話や来室による相談対応を行っており、状況により、児童相談所や市教育委員会につなぐ等他の機関と連携し対応している。また、相談員が家庭訪問を行う等の対応も行っている。

続いて、３）子どもの権利に関する周知について。
筑紫野市子ども条例第１１条に、「市は、子どもの権利について市民の理解を深めるため、適切な手段によりその広報に努めるものとする」と明記されている。
よって、各種研修会等を活用し、筑紫野市子ども条例について啓発活動を行っている。

「筑紫野市子ども条例」啓発チラシ（資料８）を市内小中学校全児童・生徒に配布し保護者と共に啓発を行っている。
その他にも、民生委員研修会等の研修の機会に子ども条例について説明を行い、啓発周知活動を実施している。
議題１につきまして、事務局からの説明は以上になる。

○ 委員長

ただいまの事務局からの説明について、質問等はあるか。

〇委員
周知について、毎年配布しているということであるが、子どもたちに向けての研修はしていないのか。道徳の時間等でしていないのか。子どもたちにもっと知ってもらいたい。
コロナ禍の今、私たちが知らないところで虐待が起こっているかもしれない。分からないところで起きていても、子ども自らＳＯＳを出してくれる環境を作ってもらいたい。子どもたちが「助けて」と言えるようしにして欲しい。
生まれた環境によってそれが虐待かどうかを分かっていないことがある。やはり、子どもたち自らＳＯＳを出せる環境を作って欲しい。将来的にそういう環境作りを考えていただきたい。

〇委員長
「子ども向けの啓発」についての話であるが、現状の取り組みはどのようなものになるのか。

〇事務局
子どもに特化した授業での啓発等は行っていない。チラシでの啓発が主。

〇委員長
子どもたちに配布はしていないのか。

〇事務局
子どもに配布し、その後、保護者へ繋がっていく。両者へのアプローチで啓発している。子どもたちがＳＯＳを出せる環境作りは今後の検討課題である。

〇委員
保育園にはチラシを配っていないのか。

〇事務局
チラシは配っていないが、啓発ポスターは配布している。来年度以降、対応するようにしたい。
〇委員
子どもたちへの啓発はとてもいいことである。スマホやＳＮＳ等での周知ができるとすごくいいと思う。筑紫野市の取り組みが全国に広がっていくといい。

〇委員
中学校５校の生徒会で「いじめをなくすための取り組み」をしている。１２月に研修会がある。自分たちの権利として何があるのか、学校生活で自分たちの権利をどうやって守っていくのか、そのような姿勢を育てていくようにしている。

〇委員
小学校では「権利」が何なのかを説明することが難しい。子どもたちが分かるような言葉で説明をしていきたい。５年生、６年生であれば十分理解は可能だが、それより下の学年は理解し難い。

○委員長
　子どもたち自身が「子どもの権利」について知ること、大人が子どもに理解しやすいように伝えることも大事なこと。市と学校で連携しながら対応していただきたい。
　高校生への周知はどのようにしているか。

○事務局
　高校生に対しては周知ができていない。

○委員長
　１８歳未満は児童になるので、高校生への啓発も必要ではないか。

○事務局
　検討させていただく。

○委員
　ヤングケアラーの子どもたちが、こんな権利があることを知るためにも、色んな年代へ周知が必要。子ども条例ができて１０年経つが、何のために作ったのかを考えないといけない。当初は、「こんな条例があるからあなたたちは守られる」ことを伝えたかったのではないかと考える。
　男女共同参画の条例を作成する際に、最も伝えたかったことは、一番苦しい立場にいる女性に知って欲しいという思いだった。
　大人が学ぶことも大事であるが、やはり子どもが「こんな権利があり、その権利が守られる」と知ることが必要である。
　昨年、子ども条例の分かりやすい本があった。絵などがたくさん載っていた。権利とは何なのか、家で起きていることが虐待かもしれない、自分がどの立場にいるのかを知ることが大事。一番は、子どもたちに子ども条例を知って欲しい。

○委員長
　子どもたち自身が子ども条例のことを知らないということを改善していく必要がある。周知については、議題３に出てくる。

○委員長
　他に質問がなければ、今出た問題点を次に繋げて行くということで、議題１については了承とする。

　２）令和２年度次世代育成支援事業に係る実施状況等について

○ 委員長
　事務局より説明をお願いする。

○事務局

議題２の令和２年度次世代育成支援事業に係る実施状況等について説明させていただく。事前に配布している資料５をご覧いただく。

令和２年度の事業の達成区分の達成状況の割合を記載して、ＡからＨまでの達成状況による１４１の事業を掲載している。

令和２年度については、新型コロナウイルス感染拡大の影響を受けて規模を縮小したり、閉館などにより実施自体できなかったことにより、Ｃ以下のパーセンテージが上がっている。

令和３年度以降についても新型コロナウイルス感染拡大の状況によって事業展開を考えていくことになる。

事前に配布している別冊資料Ａ３サイズの令和２年度実施状況等調査結果一覧表をご覧いただく。

次世代育成支援事業については１０８項目の施策があるが、この施策の令和２年度実施状況等の調査結果を各担当課に提出してもらったものをまとめている。

令和２年度に実施した事業の中で、子ども・子育て支援法第５９条に掲げてある事業を中心に説明させていただく。

施策番号１「地域子育て支援拠点事業」について、子育て支援センター事業として、親子教室や子育てサロン、講習会を開催し、子育てに関する情報提供や育児相談を行い、就学前の子どもに遊びや交流の場を提供するとともに、保護者に子どもへの関わり方を伝えている。そして、つどいの広場事業では、身近な地域で親子が集い、交流ができる場づくりを推進することを目的として活動している。

施策番号３「ファミリー・サポート・センター事業」について、育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が行う相互援助活動を支援し、子育てを行う者が仕事と家庭を両立し、安心して働くことができる環境を整えることで、地域での子育て支援を推進している。令和２年度の活動件数は、延べ７７９件となっており、たくさんの方々が利用している。

施策番号４「利用者支援事業」について、利用者支援事業とは、子どもとその保護者、または妊娠している方が、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう情報提供を行い、必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行い、支援を実施する事業となる。

平成２９年４月から相談員１名体制で利用者支援事業の基本型を開始し、令和２年度より母子保健コーディネーター３名体制で母子保健型を実施している。基本型では、電話や来所の相談を受けるのはもちろん、各種サロン等に出向き市民の方からの相談を受けたり、必要な支援や行政サービスの情報提供を行う等市民の方への寄り添い型の支援を行っている。母子保健型では、妊娠・出産・育児に関し、電話や来所、家庭訪問等母子に寄り添いながら相談・支援を行っている。

施策番号６「延長保育事業」について、認可保育所において保護者のニーズに対応するため、通常の開所時間を延長して保育を行っている。延長保育時間は１８時から１９時まで。令和２年度の実績としては、認可保育所４箇所の合計で、１２１名の方が登録し、利用していただいている。

施策番号７「一時預かり事業」について、これは、保護者のパート就労や疾病、出産等により

一時的に家庭での保育が困難となる児童を保育所で預かる有料の保育サービスになる。本市では、３箇所の保育所で実施しており、令和２年度は延べ４，５９３人に利用していただいている。

施策番号８「病後児保育事業」について、病気回復期ではあるが他の児童との集団生活が困難な場合に、病院において児童を預かる事業になる。本市では、２箇所の小児科において１日の定員各４名で実施している。

施策番号１１「多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業」とは、特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究、その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進することを目的とした事業になる。本市においては、令和２年度は未実施となっている。市として検討チームを設けること等は行っていないが、民間業者からの相談等については、その都度、指導・助言を行う等の対応をしている。

施策番号１２「子育て短期支援事業」について、令和２年度新規事業になる。これは様々な理由により児童の養育が一時的に困難になった場合に、児童福祉施設に委託し児童を保護することで児童とその家族の福祉の向上を図ることを目的とした事業になる。本市においては、令和２年度から事業を実施している。令和２年度の利用人数は０人。相談は何件かあっている。何年も前から委員から要望があっていた事業になる。ようやく事業開始になった。

施策番号２０「ヤングテレフォン相談事業」について、青少年の悩み相談に直接応じるとともに、非行等を含めた青少年全般に関する相談に対応している。開設日時は月曜日から土曜日、１０時から１８時となっている。また、メール相談についても行っており、匿名性が保たれ、子ども達がより相談しやすい環境づくりに努めている。

施策番号２３「放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）」について、本市においては市内の小学校１１校全てに児童クラブを設置しており、令和２年度の利用者数は、常設及び季節を合わせて１，３６５人となっている。

施策番号２８「子育て関連情報の提供」について、市広報紙、ホームページ、各種情報紙などを利用し、子育て関連情報を市民の皆様に提供している。また、「子育てガイドブック」を作成し、お子様が生まれた家庭等に配布し、本市の子育て支援サービスが利用者に広く周知されるよう努めている。

施策番号３４「妊婦健康診査事業」について、母体や胎児の健康確保、経済的負担の軽減を目的として、妊婦健康公費助成を実施している。また、様々な機会を利用し、妊婦健診の重要性について説明し、適切に受診することを勧めている。

施策番号３５「乳児家庭全戸訪問事業（妊産婦訪問事業）」について、妊娠期の心身の不調や出産後の体調管理、産後うつ及び虐待の予防、もしくは、早期発見・早期対処、子育て支援を目的に乳児のいる全ての家庭を訪問し、養育についての相談・指導・助言を行っている。令和２年度の実績は８３８件となっている。この訪問の中で、継続した支援が必要だと判断される家庭については、施策番号３８「養育支援訪問事業」として、継続的に訪問してフォローを行っている。

場合によっては、市家庭児童相談室と連携をとり、見守り及び支援を行っている。

施策番号５９「スクールカウンセラー等の配置」について、市内各中学校に週１回８時間または、週１回４時間、スクールカウンセラーを配置している。また、学校教育課適応指導教室に市費スクールカウンセラーを１人配置し、小学校に派遣している。
スクールソーシャルワーカーについては、週４日配置し、小中学校に派遣しており、児童及び生徒の心のケア等に努めている。市家庭児童相談室と連携し、家庭環境の改善等を図る等、児童の見守り及び支援を行っている。

施策番号９４「家庭児童相談事業」について、本市の福祉事務所に設置している家庭児童相談室において、相談員３人体制で家庭における子育て等の相談に対応している。令和２年度の相談実績は、延べ３，６５１件（関係機関との連携及び会議の件数等を含む。）となっている。相談件数は年々増加傾向にあり、特に近年は面前ＤＶによる通報が増加している。また、相談の内容も多様化しており、児童の問題の背景には、保護者のネグレクト等保護者に課題があるケースがよく見られる。ケースによっては、学校や病院、児童相談所、先ほどの「養育支援事業」や「スクールカウンセラー等の配置」事業にて説明させていただいた、保健師やスクールソーシャルワーカー等と連携して対応している。

施策番号９７「子どもを守る地域ネットワーク機能強化事業」について、筑紫地区５市及び筑紫医師会を始めとする関係機関・団体で構成する「筑紫こども虐待防止連絡協議会」による広域的なネットワークと、本市を中心とした関係機関・団体で構成する「筑紫野市要保護児童対策地域協議会」の２つのネットワークを活用し、児童虐待防止のための取組みを推進している。
先ほどの施策番号９４の「家庭児童相談事業」と関連するが、子どもの問題解決、家庭の見守りには関係機関との連携がとても重要になるため、関係機関とは状況により個別ケース会議を開催する等課題解決に向けてお互いに連携を取り対応している。

施策番号１０４「療育相談事業」について、乳幼児健診の事後フォローの場として、発育発達に不安のある乳幼児や育児不安の強い保護者を対象とした発達相談事業や親子教室を開催している。また、「こども療育相談室」では、相談員常駐により心身の発達に不安のある児童とその保護者の療育相談を行っている。

以上、子ども・子育て支援法第５９条「地域子ども・子育て支援事業」として掲げてある事業を中心に説明をさせていただいた。
事務局からの説明は以上となる。

○ 委員長
ただいまの事務局からの説明について、質問等はあるか。

○委員
２３番の放課後児童クラブについて、小学３年生までしかやっていない。小学４年生以上は支援がない。そこについてどのように考えているか。ある小学校では全校生徒が１，１００人はいる。４年生になったときにどうしようかという声をたくさん聞く。小学３年生までとされた状況

での令和２年度の達成状況は「１００％」になっており、次年度以降の方向性は「維持」になっている。拡大することは考えられていないのか。注）放課後児童クラブは小学６年生まで受け入れ可能です。
１５番の子どもの居場所づくりの支援とあるが、今年の夏休みのことだが、子どもたちが外で宿題をしている。「なぜ、外で宿題をしているのか。」と聞くと、公民館を追い出されたと言っていた。子どもの居場所がない。夫婦共働き世帯が多く、友人宅に入れない状況がある。子どもたちは工夫しながら涼しい場所で過ごそうとしている。居場所が確保されていない。

〇事務局
　一旦引き取り、関係課と現状の確認をしていきたい。
公民館を追い出されたという表現については衝撃ではあるが、今年の夏であれば、コロナの影響で公民館やコミセンが閉館された可能性がある。その関係を含め確認していきたい。
コミュニティ構想で連携を進めている。その中の育成部会で学校と協力してコミュニティスクール等の活動や、乳幼児期、就学前の子どもたちに対しての居場所作りができないかを模索している。今後も情報提供をしていきたい。

〇委員
　コロナ禍で公民館が使えない状況がある。本当に子どもの居場所がない。「一律で施設が使えない」ではなく、子どもは例外で使用できるようなことを考えてもらうことも必要ではないか。ある委員は個人でも子どもの居場所を作るために様々な動きをしている。市でも協力してもらえる部分はあるのではないか。

〇事務局
　自治公民館であれば、自公連等との話し合いは必要になってくる。もし、利用可能であったとしても、子どもだけでの利用にはならないのではないか。例えば、地域の大人や有志の方が参加してもらえるのか、コミュニティでそのような取り組みができるのかどうか等、時間はかかると思うが、ここで出た意見を共有していきたい。

〇委員
　子どもを守る方向になってほしい。

〇委員
　学校の一室を利用できるようにすることであれば、ボランティア等有志を募ることは可能であると考える。

〇委員長
　子どもの居場所づくりに関連することとして、本市での子ども食堂の担当課はどこになるのか。

〇事務局
　子ども食堂の担当はない。しかし、どのような団体がどこで開催しているかについては、社会福祉協議会と連携して情報を把握している。

○委員
　施策番号３、７、８について、コロナでの利用者減少になっている。今後は規模縮小になっているが、コロナのためなのか、そもそもの事業縮小なのか。

○事務局
　事業縮小ではなく、コロナの影響等による現状に応じた数値目標になる。

○委員
　５９番スクールカウンセラー等の配置について、予算措置等の問題があるので簡単ではないと思うが、増やして欲しい。スクールソーシャルワーカーは家庭内の問題にも入ってもらえる。家庭児童相談室の相談件数が年々増加している。小中学校の相談件数も年々増加しているのではないか。そこに、スクールソーシャルワーカーがすぐに入ることができる状態がいいのでは。相談までに時間が掛かると気持ちが冷めているときがある。気持ちが熱いうちに相談に繋げたい。もう少し現場の声を聴いてほしい。絶対数が足りていない。将来的に考えてほしい。不登校の相談に小学校にも来てほしい。

○委員長
　スクールソーシャルワーカーは市内の中学校ブロックに１名なのか。市内に１名なのか。

○事務局
　市内に１名のみ。

○委員長
　市内にスクールソーシャルワーカーが１名なので、機能し難い状況である。大学ではソーシャルワーカーを養成している。自治体のニーズに応えるため人材の確保は必要になってくる。

○事務局
　徐々にではあるが、当初よりも少しずつ拡充している。担当主管課に伝えておく。

○委員
１０４番療育相談事業について、本市にこども療育相談室があることで、紹介することができて助かっている。マスクのせいで口の動きが分からないせいか、なかなか言葉が出にくい状況がある。コロナの影響で３歳児健診がすごく遅れているから、不安がる保護者がいる。言葉の件等で、専門家に繋がるまでに半年とか時間が掛かる場合がある。そこまでに時間をかけないようになればいいと思う。言葉に関しては、早ければ早い方がいい。そんな事例をたくさん見てきた。こども療育相談室の先の話にはなるが、専門家に繋がるまでの時間を短くできることが課題である。こども療育相談室は心強い応援団のような存在で助かっている。

○事務局
　事業を評価していただき、ありがたい。言葉の問題が増えているということで、令和２年度からこども療育相談室相談員の内１名については言語聴覚士を入れている。予約後すぐの対応は難しいが、１ヶ月～２ヶ月以内には予約が入れられるように対応している。今後も繋いでいただき

たい。

○委員
　５１番情報教育の実施について、パソコンが１人１台配布されている。無線ＬＡＮの状況は整備されているのか。

○委員
　全部無線ＬＡＮがある。小学校によって生徒数が異なるので、全生徒が一気に使える状況なのかどうかは分からない。

○委員
　パソコンをリースにしなかったのは何故か。メンテナンスやアフターフォローはどうなのか。

○委員
　国の施策としてＧＩＧＡスクール構想の取り組みとして１人１台のタブレットを購入している。小学校で使っていたパソコンは中学校に持っていく仕組みにはなっていない。現場でもこの先どうなるのかは分からい状況。国がコロナで前倒ししている事業になる。メンテナンス等については、教育委員会等で検討していると考える。

○委員
　パソコンや教材ツール等の業者を選んだ理由は何か。

○委員
　入札で選んだのではないか。

○委員
　先生たちの負担を減らしたい。他市に比べると、筑紫野市の先生は大変ではないか。リモートでの授業もできていない状態ではないか。

○委員
　通信がつながらない状態は改善しないといけないので、校長会から教育委員会に状況は伝えていく。

○委員
　子どもたちのためにより良い方法でパソコンを使える環境と、先生たちも気持ちよく授業ができる環境を整備することができるといいのではないか。先生がリモート授業のために時間と労力を費やすことが少なくなればいいと思う。

○委員
　タブレットのいい面もある。発達課題を持った生徒や黒板の字が見えにくいとか、写すことに時間が掛かる生徒がいる場合にタブレットは役に立つ。ある中学校では、授業で全校生徒がタブ

レットを使用することはない。ストレスなく利用できているが、アンケート等容量の少ないデータに限ってのことかもしれない。大きな負荷がかかるものに関しては動きが悪くなることも考えられる。小さな問題点を積み上げていき、改善し、今後の利用に繋げて行くことが課題である。
〇委員
　受け取ったタブレットにお金をかけられない家庭もある。経済的に維持することが難しい家庭があるかもしれない。そういう家庭への配慮も必要になってくる。

〇委員
　タブレットの状況を各学校の役員で共有している。授業参観等、先生一人では操作等が不慣れである場合がある。太宰府市ではＩＣＴサポーターがいて支援してくれる。タブレットを渡して終わりではなく、それを使うための環境づくりが必要になってくる。学校単独では対応できないので、市も協力してほしい。

〇委員
　ＩＣＴ活動委員は筑紫野市にも配置されるのではないか。

〇委員長
　他に質問がなければ、議題２については了承とする。
　３）子ども条例に係る周知について

〇 委員長
　事務局より説明をお願いしたい。

〇事務局
　子ども条例に係る周知について、説明させていただく。本日配布している資料７をご覧いただく。
　こちらのデータは、昨年策定した「第２期筑紫野市子ども・子育て支援事業計画」作成時、乳幼児の保護者・小中学生・高校生を対象としたアンケート調査を実施した。その中で、「子ども条例について」を質問として調査を行った。その結果を一覧表及びグラフで示している。
　総体的に「子ども条例を知らない」が６６％という結果になっている。「子どもの権利救済委員」については、８５％が「知らない」という結果になっている。
　子どもや保護者に対する、子ども条例の周知方法や子どもたちへの学習など関係各課と連携しながら検討しなければいけないと考えている。
　５年に１度、子ども・子育て支援事業計画を作成しているので、その際に取ったアンケートになる。そのため、少し前のデータになっている。今後、小中学校の協力を得られるのであれば、定期的にアンケートを実施することも検討していきたい。
　事務局からは以上になる。

〇委員長
　ただいまの事務局からの説明について、質問などはあるか。

〇委員

主任児童委員として子どもたちと関わってきて、親は頼られないと感じることがよくある。子どもたち自身に「あなたたちがＳＯＳを出すのよ」と言う場面がある。子どもたち自身がきついことやつらいこと、また、弟や妹がつらい目に遭っていたら、それが普通と思わないでほしい。ネグレクトであると気付かせたい、気付いてほしい。子どもたちをその環境から脱してあげたい。命に関わることになりかねない。限られた子どもたちにはなるが、子ども条例のメッセージが伝わって欲しい。先生、地域の大人、誰でもいいので、ＳＯＳを言えるようになってほしいと強く思っている。

〇委員
自分が愛されていることを知ることは、乳幼児から大事なことだと思っている。保育所の先生たちが、子どもたちに声を掛けてくれるようになってほしい。そのために、保育所の先生たちも子どもの権利等について知っておいてもらいたい。保育所の段階で自分の気持ちを言えるように感じていれば、小学校に上がったときに声に出すことができるのではないか。

〇委員長
　福岡県内に子ども条例がある自治体は６つある。宗像市でのアンケートでは、小中学生の認知度は９割くらいが自分の市に子ども条例があることを知っている。なぜ、認知度が高いのかと言うと、小中学校で権利について子どもたちに伝える機会があるから。教師はもちろん、市職員がそこに入って啓発している。家庭では知りえないことは学校で教えていくことが必要になる。筑紫野市にもそこを目指して取り組んでほしい。

〇委員長
　他に質問がなければ、議題３については了承とする。
　本日の議題は以上になります。なお、答申書についてですが、今回の会議で頂いた意見を集約し作成する。作成については、委員長と事務局で答申書（案）を作成し、その後、その答申書（案）を委員の皆様に郵送しご意見を伺い、答申書を提出するという流れでよろしいか。

〇事務局
　本日の議題は以上になるので、傍聴者の方は退席をお願いしたい。
なお、資料については閲覧のみになるので、席において退席していただく。

６.その他
（事務連絡）

７.閉会